

④ 自家用車の借上料

Q : 当社では、従業員の自家用車を借上げて会社の業務に使おうと思っています。この場合の借上料はどうなりますか？

A : 形態によって異なります。

【解説】

会社が、従業員の自家用車を会社の業務用に使い、借上料を支給する場合には、次のように取扱われます。

- ① その走行距離等の使用実績に基づいて金銭が支給されている場合…その出張に通常必要と認められる部分については、課税関係は生じません。
- ② 出張に通常必要であると認められる金額を超える支給がある場合…超える部分の金額は従業員の賃貸料収入となり雑所得となります。
- ③ ②のうち賃貸料として相当と認められないもの…従業員に対する給与となります。
- ④ 走行距離等に関係なく月額いくらというように決めて支給している場合…賃貸料として相当と認められる部分は雑所得、賃貸料として相当と認められないものは給与として取扱われます。

なお、従業員の自家用車を使用するという事で、従業員の駐車場代を負担するという事もあるかもしれませんが、駐車場代というのは、本来、自動車の所有者が負担すべきものですから、これを会社が負担したときは、従業員に対する給与として扱われることとなりますので、注意してください。

